

平成 29 年 3 月 31 日条例第 10 号

福島市いじめ防止等に関する条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 9 条）

第 2 章 いじめの防止等に関する基本方針（第 10 条・第 11 条）

第 3 章 いじめの防止等に関する基本的施策（第 12 条—第 16 条）

第 4 章 いじめの防止等に関する措置（第 17 条・第 18 条）

第 5 章 重大事態への対処（第 19 条—第 21 条）

第 6 章 福島市いじめ問題対策委員会等（第 22 条—第 24 条）

第 7 章 雑則（第 25 条・第 26 条）

附則

子どもは、福島市の未来を担うかけがえのない存在です。子ども一人一人が、郷土への誇りと自信、将来への夢と志を持ち、本市の発展を担う人材として健やかにたくましく成長するよう一人一人の心と体を大切に育まなければなりません。

一方で、いじめは、いじめを受けた子どもの尊厳及び人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人間として決して許されない行為です。

将来にわたって子どもが安心して学び、健やかに成長することができる福島市の実現に向けて、全ての市民が、連携し、及び協力し、いじめの防止等に向けて主体的かつ着実な取組を推進するため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、市、教育委員会、市立学校、保護者及び市民等の責務及び役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）で、市の区域内にあるものをいう。
- (3) 市立学校 福島市立学校条例（昭和39年条例第48号）第2条に規定する小学校、中学校及び特別支援学校をいう。
- (4) 児童等 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (5) 保護者 親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- (6) 市民等 市内に在住、在勤又は在学する者並びに市内で事業活動を行う個人、企業及び団体をいう。
- (7) 関係機関等 警察署、児童相談所その他のいじめの防止等のための対策に関わる機関及び団体をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に起こりうる問題であることから、いじめは現に起きているという基本認識に立ち、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることから、市、教育委員会、学校、保護者、市民等及び関係機関等が、いじめは現に起きているとの基本認識に立ち、それぞれの責務及び役割を自覚したうえで迅速かつ機動的に対応するとともに、主体的に連携することにより、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、学校、保護者、市民等及び関係機関等と連携して、いじめの防止

等のための対策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

(教育委員会の責務)

第6条 教育委員会は、基本理念にのっとり、学校、保護者、市民等及び関係機関等と連携して、市立学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講じなければならない。

(市立学校及び市立学校の教職員の責務)

第7条 市立学校及び市立学校の教職員は、基本理念にのっとり、市、教育委員会、市立学校に在籍する児童等の保護者、市民等及び関係機関等との連携を図りつつ、当該市立学校及び市立学校の教職員が組織的に学校全体でいじめの防止、早期発見及び早期解消に取り組むとともに、市立学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。

(保護者の役割)

第8条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その言動がその保護する児童等に大きな影響力を持つとの認識の下、当該児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、生命を大切にし、他人を思いやるなどの基本的な倫理観や規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるとともに、いじめは絶対に許されない行為であることを十分に理解させるよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、市、教育委員会及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第9条 市民等は、基本理念にのっとり、それぞれの地域において児童等とふれあう機会を大切にし、地域全体で児童等を見守るとともに、市、教育委員会、学校、保護者及び関係機関等と連携協力して、児童等が安心して生活し、健やかに成長できる環境づくりに努めるものとする。

2 市民等は、いじめを発見したとき、又はいじめが行われている疑いがあると認められたときは、市、教育委員会、学校又は関係機関等へ情報提供するとともに、市、教育委員会及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

第2章 いじめの防止等に関する基本方針

(市いじめ防止基本方針)

第10条 市は、法第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「市いじめ防止基本方針」という。）を策定するものとする。

2 市いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- (2) いじめの防止等のための対策に関する事項
- (3) その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

3 市は、児童等を取り巻く社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて市いじめ防止基本方針の見直しを行い、又は変更するものとする。
(学校いじめ防止基本方針)

第 11 条 市立学校は、法第 13 条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（以下「学校いじめ防止基本方針」という。）を策定するものとする。

2 学校いじめ防止基本方針は、市いじめ防止基本方針を参酌し、当該市立学校の実情に応じ、当該市立学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針及び具体的な取組を定めるものとする。

3 市立学校は、児童等を取り巻く社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行い、又は変更するものとする。

第 3 章 いじめの防止等に関する基本的施策

(いじめの防止のための措置)

第 12 条 教育委員会及び市立学校は、当該市立学校に在籍する児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育、体験活動及び生徒指導等の充実を図らなければならない。

2 教育委員会及び市立学校は、当該市立学校におけるいじめを防止するため、当該市立学校に在籍する児童等の保護者、市民等及び関係機関等と連携を図りつつ、いじめの防止等に資する活動であって当該市立学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該市立学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該市立学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第 13 条 教育委員会及び市立学校は、当該市立学校におけるいじめを早期に発見するため、当該市立学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

(相談体制の整備)

第 14 条 市、教育委員会及び市立学校は、児童等及びその保護者並びに当該市立学校の教職員がいじめに係る通報及び相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

2 市、教育委員会及び市立学校は、相談体制を整備するに当たっては、保護者、市民等及び関係機関等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第 15 条 市は、いじめを受けた児童等に対する支援、その保護者に対する支援及び情報提供、いじめを行った児童等に対する指導及び支援、その保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切かつ迅速に行われるよう、学校、市民等及び関係機関等との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第 16 条 市、教育委員会及び市立学校は、当該市立学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、当該児童等に対する情報モラル教育(情報化社会の中で適切に行動するための基本となる考え方及び態度を養うことを目的とする教育をいう。)の充実に努めるとともに、その保護者に対して、必要な啓発活動及び情報提供を行うものとする。

第 4 章 いじめの防止等に関する措置

(いじめに対する措置)

第 17 条 学校の教職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 市立学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該市立学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告するものとする。

3 市立学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該市立学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 市立学校は、当該市立学校の教職員が前項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

5 市立学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該市立学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

6 教育委員会は、第 2 項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、当該市立学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずること

を指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第 18 条 市は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、市立学校及びその他の学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第 5 章 重大事態への対処

(重大事態の発生に係る報告)

第 19 条 市立学校は、当該市立学校に在籍する児童等に法第 28 条第 1 項に規定する重大事態（以下単に「重大事態」という。）が発生した疑いがあると認めるときは、教育委員会を通じて、その旨を市長に報告しなければならない。

(教育委員会による対処)

第 20 条 教育委員会は、前条の規定による報告を受けた場合その他重大事態が発生し、又は発生の疑いがあると認めるときは、当該重大事態（重大事態発生の疑いを含む。以下同じ。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、第 23 条に規定する福島市いじめ重大事態調査委員会、教育委員会がその事務局内に設ける組織又は当該重大事態が発生した市立学校に設ける組織のいずれかに調査を行わせるものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による調査が終了したときは、その結果を市長に報告するものとする。

3 教育委員会は、第 1 項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

4 教育委員会は、第 1 項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(市長による対処)

第 21 条 市長は、前条第 2 項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、第 24 条第 1 項に規定する福島市いじめ問題再調査委員会を設置して調査を行う等の方法により、前条第 1 項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による調査が終了したときその他必要があると認めるときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査の結果その他の必要な情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

3 市長は、第1項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 市長及び教育委員会は、第1項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

第6章 福島市いじめ問題対策委員会等

(福島市いじめ問題対策委員会)

第22条 教育委員会は、いじめの防止等に関する施策、取組等についての検証及び重大事態の調査に関する助言を行うため、教育委員会の附属機関として福島市いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

2 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) いじめの防止等のための対策のあり方及びその実効性を高めるための調査研究に関する事項
- (2) いじめ防止に関する機関及び団体との連携を確保するための事項
- (3) その他対策委員会の設置の目的を達成するために必要な事項

3 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、第20条の規定による教育委員会がその事務局内に設ける組織又は当該重大事態が発生した市立学校に設ける組織が実施する調査への助言を行う。

4 対策委員会は、委員12人以内で組織する。

5 対策委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 対策委員会の委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(福島市いじめ重大事態調査委員会)

第23条 教育委員会は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止を図るため、法第28条第1項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として福島市いじめ重大事態調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

2 調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 市立学校において重大事態が発生した場合における事実の確認及び調査に関する事項
- (2) 当該重大事態の解決及び同種の事態の発生の防止に向けた、教育委員会、学校、当該児童生徒及び保護者への助言、支援等に関する事項
- (3) その他調査委員会の設置の目的を達成するために必要な事項

3 調査委員会は、委員5人以内で組織する。

4 調査委員会の委員の任期は、第2項の教育委員会の諮問に係る事項についてその答申が終了するまでの期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(福島市いじめ問題再調査委員会)

第24条 市長は、第21条第1項の規定による調査を行うため、法第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として福島市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置くことができる。

2 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、第20条第1項の規定による調査の結果について必要な調査を行う。

3 再調査委員会は、委員5人以内で組織する。

4 再調査委員会の委員の任期は、第2項の市長の諮問に係る事項についてその答申が終了するまでの期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、再調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 雑則

(守秘義務)

第25条 いじめに関する相談、調査等に関係した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に福島市いじめ防止等に関する条例（以下「条例」という。）第20条の規定により調査が行われている重大事態等（条例第19条に規定する重大事態及びその疑いをいう。）については、なお従前の例による。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例（昭和31年条例第23号）の一部を次のように改正する。

別 表 中

いじめ問題対策委員会委員及び臨時委員会	日額	8,000 円
---------------------	----	---------

 を

いじめ問題対策委員会委員	日額	8,000 円
いじめ重大事態調査委員	日額	8,000 円

 に改める。